

相次ぐ大規模災害への対応について

令和5年9月13日

中四国サミット

相次ぐ大規模災害への対応について

近年、活発な線状降水帯の発生により、日本列島の各地で大規模な豪雨災害が多発している。中国・四国地方においても、6月29日からの大雨、台風第6号及び台風第7号による大雨により、記録的な降水量を観測するとともに多数の地域で河川氾濫、道路の冠水・寸断、土砂災害、農林水産被害など大きな被害が報告されている。

地球温暖化の影響などによる大規模災害の発生メカニズムが大きく変化していることを踏まえ、これまでの自然災害に対する常識を大きく転換し、来るべき災害に万全の備えを講じていかななくてはならない。被災した各地域では一日も早い災害からの復旧・復興に向け、全力で対応に取り組んでおり、国においては、必要な支援を早急に講ずるとともに、災害に対して十分に機能する計画的なハード整備、地域防災力の向上に係るソフト対策など、幅広い対策を推進する必要があることから、次の項目について強く要請する。

1 激甚化する自然災害に備えた国土強靱化対策の継続と防災・減災対策強化

(1) 自然災害の激甚化・頻発化等、従来と異なる気象災害に対して、的確な防災・減災対策を講ずるとともに、新しい災害パターンに応じた財政支援、災害査定などの見直しを行い、新たな財政スキームを構築すること。

(2) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」については、当初予算を含めた別枠での配分や地方単独事業による防災インフラ整備に対する財政措置を含め、引き続き地方の要望を十分反映し、地方の実情に即した配分や財政措置の拡充等に配慮すること。

加えて、改正国土強靱化基本法や新たな国土強靱化基本計画を踏まえ、5か年加速化対策後も中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保すること。

(3) 気候変動の影響により激甚化・頻発化する気象災害に備え、流域治水の考え方を踏まえた治水事業予算を大幅に増額するなど、集中豪雨による内水氾濫等にも対応した治水対策を早急に進めること。また、中国・四国地方の拠点となる都市域を氾濫域に抱える国管理河川における治水

対策についても、一層の推進を図ること。

2 大規模災害からの復旧・復興及び防災・減災に向けた地方財源等の確保

- (1) 激甚災害制度による特別の財政支援については、標準税収入額に対する自治体負担額の下限基準を緩和し、当該緩和部分についても、被害規模に応じて段階的に補助率を嵩上げするなど、標準税収入額や被害規模の僅かな差で被災自治体への財政助成に大きな差が生じないようにすること。
- (2) 災害復旧事業の実施にあたっては、同じ地域が短期間に続けて被害を受けていることから、原形復旧にとどまらず再度災害防止を目的とした改良復旧を行うことが必要であり、改良復旧事業の活用推進のため、被災規模の縮小や改良費の割合引上げ等の採択基準の緩和を行うこと。
- (3) 緊急防災・減災事業債や防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債は、事業期間が令和7年度まで延長されたが、令和6年度までの措置となっている緊急浚渫推進事業債を含めて、恒久化、対象事業の更なる拡大及び要件緩和など起債制度の拡充を含めた確実な財源措置等を行い、地域の実情に応じた柔軟な対応を図ること。
- (4) 本格的な復旧・復興には多くの時間と経費が必要と見込まれることから、国庫補助の手厚い配分や補助率の嵩上げ、特別交付税の特例的な増額配分など、国において中長期的な財政支援を行うとともに、災害復旧及び災害関連事業予算の確保を行うこと。
- (5) 被災地に関する誤った情報の拡散が観光地や農産物のイメージを低下させることから、風評の払拭やイメージの早期回復に向けた地元自治体の取組に対し、国としても情報発信や財政支援などの必要な措置を講ずること。

3 住民の主体的な避難を促す取組の推進

- (1) 土砂災害警戒情報等の気象情報や市町村長が発令する避難情報などが、真に住民の適切な行動に確実につながるよう国においてもあらゆる広報手段を活用して分かりやすく周知すること。

また、避難行動要支援者名簿の更新や避難支援等を予め定める「個別

避難計画」の作成が円滑に進むよう、必要となる個人情報等の提供や共有について詳細な制度設計とするとともに、技術的支援を行うこと。

- (2) 市町村が行う指定緊急避難場所・指定避難所をはじめとする避難所等の確保・整備・開設・運営に要する経費、自主防災組織の結成又は活動活性化や、地域住民が主体となった地区防災計画又は個別避難計画の作成について、継続的な人的・財政的支援制度を創設すること。

4 総合的な治水・土砂災害対策の推進

- (1) 局所的かつ集中的に起こる、近年の豪雨災害の特性を踏まえ、堤防の整備や河道掘削に加え、内水氾濫等に対応するため雨水貯留浸透施設の整備などの治水対策と、砂防えん堤や急傾斜地崩壊防止施設の整備などの土砂災害対策を迅速かつ強力に推進するとともに、これらに必要な財政措置を講ずること。
- (2) 近年の多発する豪雨によって、甚大な土砂災害、山地災害を被った箇所では、地盤の緩み等により、より少ない降雨で土砂災害が発生する懸念があり、早期に災害の再発防止措置を講ずる必要があるため、被災地で現在進めている砂防・治山事業などの再度災害防止対策を早期に完了し、安全性が向上するよう特段の配慮をすること。

5 社会資本の適正な維持管理の推進

既存施設の維持管理・修繕・更新を適切かつ確実に進めることができるよう、地方等への財政支援の拡充により社会資本の適正な維持管理を推進・強化する地方の取組を支援するとともに、確実な財源確保を行い、地方の要望を十分反映し地方の実情に即した配分を行うこと。併せて、下水道施設は極めて公共性が高い役割を担っていること等を踏まえ、引き続き、老朽化対策への国庫補助制度による適切な財政支援を行うこと。

6 道路・港湾・空港・上下水道施設等の防災対策の推進

大規模災害時の被災者支援や復旧資材輸送を迅速かつ確実に行うために必要な道路、港湾、空港等の交通インフラや、住民生活や社会経済活動に重要なライフラインである上下水道施設について、耐震化や土砂災害等防止対策、被災後の早期復旧を推進する地方の取組を支援すること。

7 大規模災害時における広域支援・受援体制と被災地支援方策の確立

- (1) 「応急対策職員派遣制度」に係る対口支援や災害マネジメント総括支援員の派遣等について、これまで実績を踏まえ、広域応援・受援体制の更なる充実を図るとともに、「復旧・復興支援技術職員派遣制度」について、必要な措置を拡充し、職員派遣や受入などの経費について、応援・受援団体に負担が生じないよう必要な措置を講ずること。
- (2) 被災地支援については、国・自治体・民間事業者等の基本的な役割分担に基づき、連携して迅速かつ的確に実施することができるよう、国において制度を検討・創設すること。
- (3) 被災により就学や通学が困難となった児童生徒が安心して学校に通えるよう、通学費の補助、授業料等の軽減などに対し、より一層の財政措置を講ずること。また、被災した児童生徒の心身の手厚いケアや環境改善、また学習支援等のため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充や学習サポート等を行う教育活動支援員等の配置、心理検査の実施について、補助率の嵩上げ等財政支援を拡充すること。
- (4) 被災者の生活再建や被災住宅の復旧を迅速に進めるため、被災者生活再建支援制度の支援対象の拡大を図るとともに、災害救助法の基準の見直しや柔軟な運用を行うこと。

令和5年9月13日

中四国サミット

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	丸山達也
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政
徳島県知事	後藤正純
香川県知事	池田豊人
愛媛県知事	中村時広
高知県知事	濱田省司
(一社)中国経済連合会専務理事	谷口雅彦
四国経済連合会会長	佐伯勇人